

令和4年度事業計画

令和元年の土地家屋調査士法の改正により、国民の権利の明確化に寄与することが土地家屋調査士の使命であると規定されました。このことは、土地家屋調査士が法律専門職であるとの自覚をより強くし、登記に至るすべてのプロセスに法律上の責任を有する資格者であるとの認識で、日常業務を行っていく必要が求められます。また、他の国家資格者と同様に日頃から法改正への対応や業務スキルの向上を図るべく研鑽に努める必要があります。

土地家屋調査士の業務は、弁護士と比較して判例や裁判例等情報公開されているケースが少なく、個別の特殊な事件については、経験した者のみが有するノウハウとなっているものも少なくありません。このようなノウハウを広く会員全体に情報共有する機会を設けることが必要と考えております。

そして、法律専門職であることを自覚した業務及び自己研鑽を通じて向上させた専門性を社会的地位向上につなげるため、官公署等へのアプローチも欠かすことの出来ない事業と考えております。

従来、本会が企画していた専門性の向上につなげる事業として、研修会と会報誌発行があり、これらは、本会からの情報発信ツールの一つであります。より充実を図るために日本土地家屋調査士会連合会からの情報、各部及び委員会の枠にとらわれない情報、隣接士業からの情報等広く収集に努めます。収集した情報は、研修会の実施はもとより会報誌においても専門性に重きをおいた誌面づくりを行うことで情報発信してまいります。

また、本会からの情報発信は一方通行の事業となります。本年度はこれらに加えて個々の土地家屋調査士どうしのコミュニティの構築が必要不可欠と考えた取組みを行ってまいります。具体的には、親睦事業の実施、同好会の実施、集合形式による研修会の実施等により広く会員どうしが交流を深めていただくような機会を設けてまいります。

次に官公署等へのアプローチについてですが、令和2年に全国統一規格として「登記関連業務」が入札区分として認められました。土地家屋調査士の業務について明確化されたにもかかわらず、旧態然としているケースも散見されることから、官公署等へ適正な業務発注へのアプローチを行ってまいります。加えて土地家屋調査士の専門性を活かして、社会問題となっている狭隘道路、所有者不明土地、空き家、災害対応等の諸問題について、専門家活用へつながるPRを行ってまいります。

現在、本会が行っている社会的地位向上に向けた取組みとして、会員に参画いただいている筆界調査委員、ADRセンターにおける関与構成員、寄付講座講師、インターンシップ受入事務所等について、応募者不足が深刻化しつつあります。これらの活動は、中長期的な社会貢献活動として次世代につながる取り組みであり、将来に向けて決して欠かすことのできないものであります。応募者不足の解消に向けてこれまで以上に引き受けていただける会員へのフォローを行ってまいります。

昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業が中止や見直しを余儀なくされました。本年度はその遅れを取り戻すため、コロナによって出来なかったことなど多くの事業を計画いたします。これまで述べさせていただいたとおり、土地家屋調査士の社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、地位向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

総務部・制度対策室・苦情処理委員会

1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法、その他関係法令及び会則の遵守、並びに土地家屋調査士業務取扱要領及び倫理規程の実践徹底を図ります。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理します。

2 本会業務執行体制の整備・充実

- 効率的な会務運営を行うため、組織運営、諸規則の見直し及び研究を行います。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- 土地家屋調査士CPD制度について、ポイントの情報公開・運用について研究します。

3 情報の収集及び伝達

- 日常業務に関する情報の迅速配信に努め、日本土地家屋調査士会連合会等の情報を精査し、業務に必要な情報として伝えます。
- 個人情報保護法及びインボイス制度（適格請求書）について研究を行い、研修会等を通じ情報を発信します。
- 会員相互の懇親の場・情報交換の場の提供を図り、更なる懇親の場の提供を図ります。
- 日本加除出版が運営する「リーガルガーデン」の活用を促進し、業務における法令・判例・通達の検索が容易に出来る環境づくりを図ります。
- 会員手帳を製作して会員に配布します。

4 支部及び関連団体との連携強化

- 支部との連携強化を図り、効率的な組織運営を図ります。
- 大規模災害発生時における対応策を支部と共有し、体制の強化を図ります。
- 他士業及び関連団体との連絡協議会を開催し、情報交換及び連携強化を図ります。
- 日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会との情報共有に努めます。

5 危機管理体制の整備、充実

- 災害発生時の対応に向けた情報収集を行います。

6 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画の検討及び修繕に関する精査を行います。
- 会議・研修会における会館の有効活用を図ります。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 共済制度の適正な運用を図ります。
- 4 親睦事業を開催します。
- 5 連合会等が行う親睦事業に協力します。
- 6 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 7 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 8 会員に対して調査士国民年金基金への加入勧奨を行います。
- 9 同好会運営に関する規則に基づき同好会の設立・運営を行います。

業 務 部

- 1 業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、関連法規の研究
 - 法務局と表示登記研究会・事務連絡会を行います。
 - 関係官庁への明示申請（官民協定）統一化の検討を行います。
 - 業務に関する研修会を企画立案します。
 - 新入会員研修会の企画並びに研修を行います。
 - 報酬額・業務委託契約に関する研修を行います。
 - オンライン申請に関する研究・研修を行います。
 - 不動産登記規則第93条調査報告書に関する研究・研修を行います。
- 2 その他業務関連事業
 - 各団体等の研究会に参加し情報収集を行います。

広 報 部

- 1 各種メディアを活用し、土地家屋調査士の社会的地位の向上に繋がる、効果的な広報活動を実施します。
- 2 会報誌「調査士 兵庫」の発刊及びウェブサイト・SNS等を通じ、土地家屋調査士の社会的使命等を広く対外に発信します。
- 3 会報誌「調査士 兵庫」の専門誌化に向けた検討を行います。
- 4 ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」の発刊及びウェブサイトを通じ、会員へ対しての迅速な情報伝達・共有を行います。
- 5 各種相談会が広報活動であるとの意識付けを行い、事前広告の充実など、広報面を意識した相談会の実施（支部への助成）及び支部広報事業を支援します。
- 6 土地家屋調査士の認知度向上、職業選択への動機付けに繋がる、学生及び若年層に向けた広報

事業を実施します。

7 2023年版カレンダーの制作・購入希望者への頒布、配布先の拡充を図ります。

研修部

1 本会の実施する研修について

- 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。

2 連合会の実施する研修について

- 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める義務研修（新人研修・年次研修）、特別研修、またその他中長期的研修について、連合会が効率的に効果的な手段により実施できるよう協力します。

3 測量技術向上に向けた研修について

- 技術対策委員会と連携し測量技術の向上を図るため測量研修会を実施します。

4 新入会員に向けた研修について

- 新入会員を対象とした研修会を実施します。

5 センターひょうごにおける研修について

- 境界問題相談センターひょうごにおける手続き及び制度理解、並びに手続き実施者の能力向上に向けた研修を支援します。

社会事業部

1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。

2 筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上に向けた活動及び支援を行います。

3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。

4 筆界に関する研修会を企画・立案します。

5 災害支援、防災、減災について活動を行います。

6 空き家問題対策についての活動を行います。

7 その他の社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

1 測量基礎講座（新人向け）により、測量に関する基礎、測量機器の使用、現地作業、計算・作図等の指導を行います。

2 業務取扱要領マニュアルに関する研究・啓発を行います。

3 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。

4 最新の測量技術に関する研究を行います。

情報管理委員会

- 1 本会が収集したデータの管理、運用及び開示を行います。
- 2 基準点管理システムの有効利用に努めます。

境界問題相談センターひょうご

- 1 センター利用促進につながる効率的、且つ、適正な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。